平成２１年（フ）第２２０３号
福岡市博多区月隈６丁目７番６―201号
債務者　橋本　初美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０５号
福岡市東区香椎駅東１丁目25番７号
債務者　岩野　雅美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０６号
福岡市南区大橋２丁目22番12号
債務者　畦地美智子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０７号
福岡市中央区警固１丁目１番７号
債務者　奥田　一雅
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１０号
福岡市博多区豊２丁目２番32―208号
債務者　上原　和成
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１１号
福岡市南区大楠１丁目30番21―318号
債務者　宮前　清子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１６号
福岡県糟屋郡志免町志免１丁目15番25号　トライアングル206号
債務者　橋倉　健二
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２０号
福岡市早良区野芥１丁目32番３号
債務者　瀬畑　伸也
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２２号
福岡市博多区井相田３丁目６番14号
債務者　山岡　　敦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２６号
福岡市中央区港３丁目11番５―104号
債務者　廣瀬　徳満
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２７号
福岡市中央区港３丁目11番５―104号
債務者　廣瀬　惠子（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２２８号
福岡市南区三宅３丁目22番39―604号
債務者　平山　智章
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３０号
福岡市東区舞松原４丁目５番535号
債務者　中村　輝美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３４号
福岡市東区社領２丁目４番23号
債務者　金田こと　李　　末子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２３９号
福岡市博多区千代１丁目23番22―701号
債務者　築地　龍美
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４０号
福岡県福津市福間南１丁目34番２号後添団地20号
債務者　向井惠美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４４号
福岡県古賀市鷹野1851番地１
債務者　大坪　厚司
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４５号
福岡県古賀市鷹野1851番地１
債務者　大坪由美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部